
総合教育会議

施策の大綱と教育振興基本計画

■本日のテーマ

- 1 施策の大綱と教育振興基本計画
- 2 教育振興計画の策定体制と策定スケジュール
- 3 国・県の教育振興基本計画
- 4 計画策定に向けて（学校教育課）

令和6年1月
垂水市教育委員会・教育総務課

1 施策の大綱と教育振興基本計画

～ 垂水市総合教育会議 ～

■施策の大綱と教育振興基本計画について

●施策の大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、市長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

●教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項により、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

■位置づけ

現計画（第3期教育振興計画）は、令和2年の総合教育会議において、施策の大綱は「垂水市教育振興基本計画」とすると決定していることから今回も同様に位置づけたい。

2 教育振興基本計画の策定体制と策定スケジュール

～ 垂水市総合教育会議 ～

■ 計画名称・計画期間

- ・ 第4期垂水市教育振興基本計画
(令和7年度～11年度)

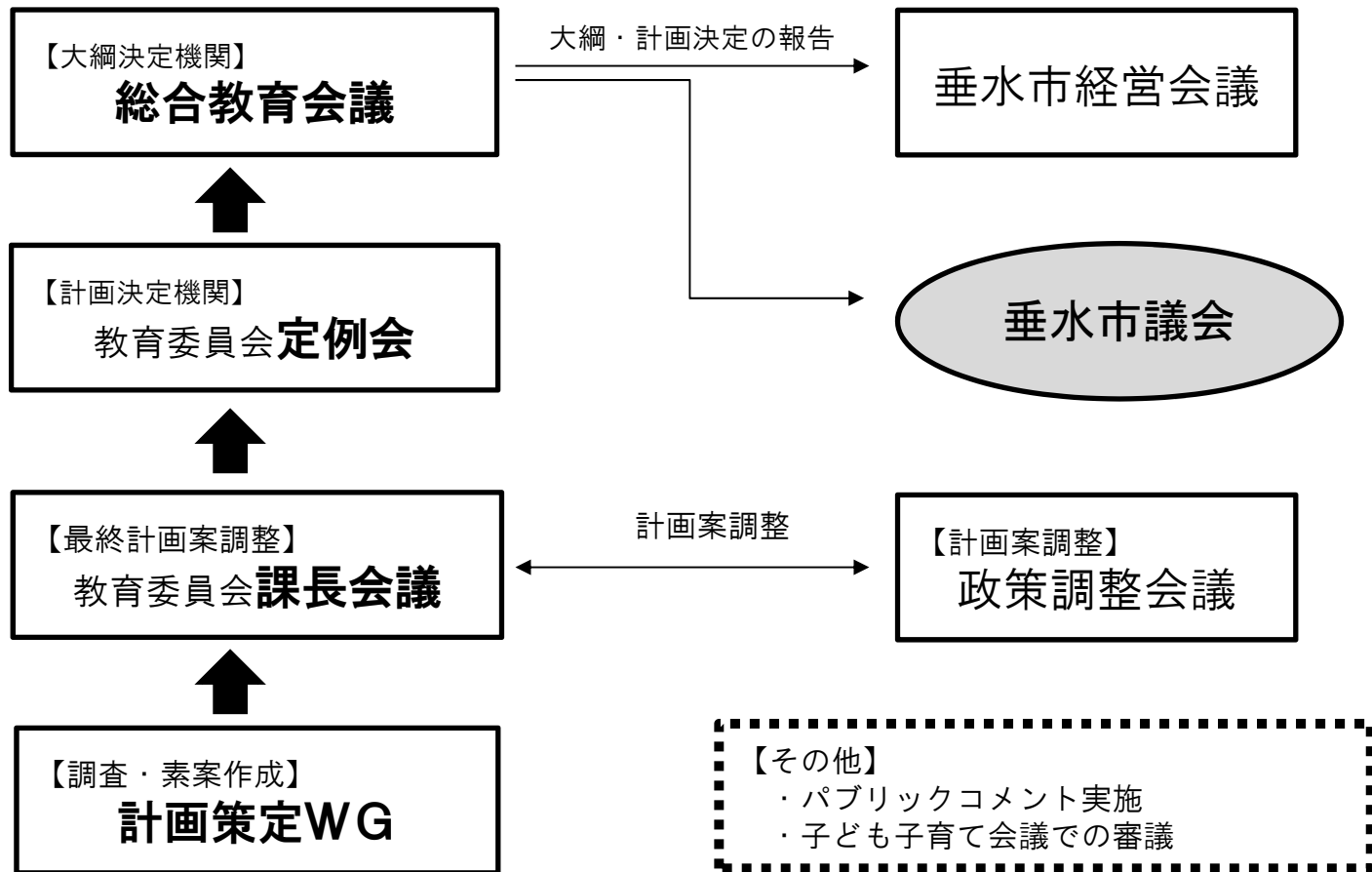
■ 策定スケジュール

- | | | |
|------------|--|--------|
| 令和6年1月～3月 | ・ 総合教育会議開催 | ・ 策定準備 |
| 令和6年4月～10月 | ・ 策定作業 | |
| 令和6年11月 | ・ 最終計画案（教委課長会議、政策調整会議）
※子ども子育て会議の意見聴取 | |
| 令和6年12月 | ・ パブリックコメント実施・最終調整等 | |
| 令和7年2月 | ・ 定例教育委員会で教育振興基本計画を決定 | |
| 令和7年3月 | ・ 総合教育会議で大綱として決定
※経営会議・市議会へ報告 | |

2 教育振興基本計画の策定体制と策定スケジュール

～ 垂水市総合教育会議 ～

策定体制



2 教育振興基本計画の策定体制と策定スケジュール

～ 垂水市総合教育会議 ～

■国通知／文部科学事務次官

- こども基本法第11条に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること
- その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要であること
- 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断されたいこと

【対応策】

- ・福祉課と連携し対応する。
- ・タブレットを活用した形でこどもの意見を聴取する。

3 国・県の教育振興基本計画

～ 垂水市総合教育会議 ～

■ 国の計画

令和5年6月16日 閣議決定

【基本方針】

- ・ 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ・ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

【5つの基本的な方針】

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② **誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す**共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ **教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進**
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 国・県の教育振興基本計画

～ 垂水市総合教育会議 ～

■ 鹿児島県の計画

※現在策定中

【基本目標】

夢や希望を実現しともに未来を創る鹿児島の人づくり
～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～

【具体的人間像】

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、
未来の社会の創り手となる人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を
愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸
せや生きがいを感じながら意欲的に自己表現を目指す人間

3 国・県の教育振興基本計画

～ 垂水市総合教育会議 ～

■ 県（４期計画案）と市（３期計画）の比較

【構成レベル】 ・ 基本的な大きな違いはない

別紙「第３期垂水市計画と第４期鹿児島県計画との比較」を
ご覧ください。